

復興の現状と課題

～福島復興・再生～

平成30年6月8日



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1. 福島復興・再生に向けて

- 福島の本格的な復興・再生に向け、改正福島特措法や福島復興再生基本方針に基づき、各種施策の具体化に取り組んできた。
- とりわけ、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備や解除地域における生活環境整備、産業・生業の再生や風評の払拭など、様々な課題に対応。

主な施策の状況

（１）帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備

福島特措法の改正により、市町村が計画を策定し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることとした。既に6町村の計画を内閣総理大臣が認定済み。

（２）避難指示解除区域での生活再開のための環境整備

2次医療体制の整備、小中学校の再開などの取組が進展。引き続き、医療・介護、教育などの帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組む。

（３）福島イノベーション・コースト構想の推進

関係閣僚会議や法定分科会を立ち上げ、推進体制を抜本強化。また、先般改正された福島特措法に基づき、福島県知事から申請のあった重点推進計画を、本年4月25日に内閣総理大臣認定。

（４）風評払拭への対応

平成29年12月、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定。

平成30年3月には、戦略に基づき「放射線のホント ～知るという復興支援があります～」を作成。

2. 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備①

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることとした。
- 市町村長が策定する計画には、区域とともに、同区域の避難指示解除に向けた環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する事項を定め、同計画を内閣総理大臣が認定することにより、一体的かつ効率的に計画を推進。
- 既に**6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。**
- 町村、県、国が一体となった「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進。

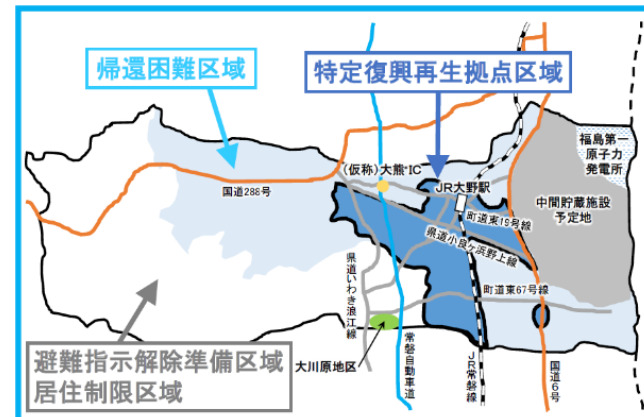
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（平成29年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：J R常磐線双葉駅周辺の一部区域
平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

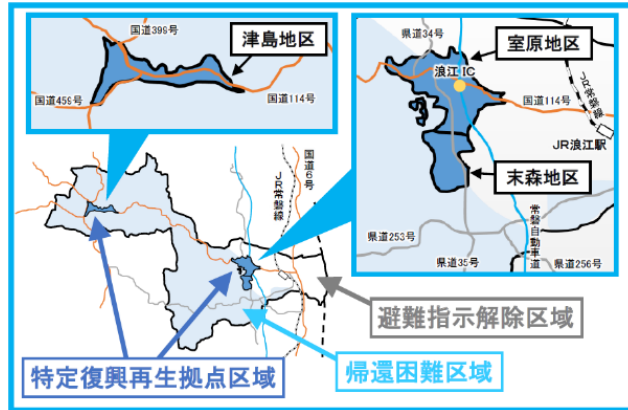
大熊町（平成29年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：J R常磐線大野駅周辺等の一部区域
平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

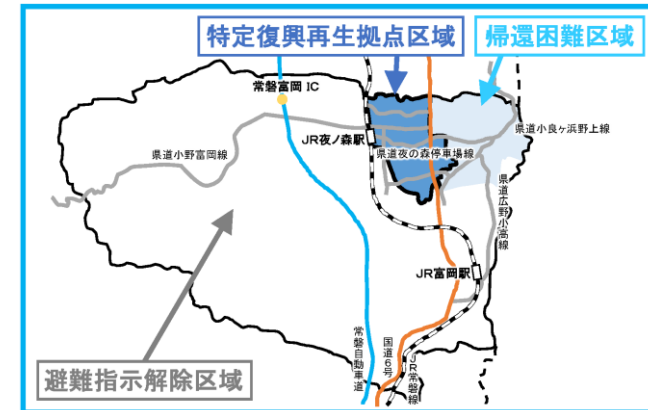
2. 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備②

浪江町（平成29年12月22日認定）



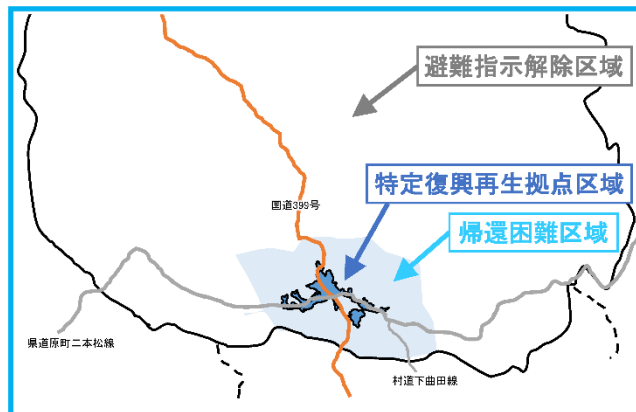
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：平成35年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町（平成30年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
平成31年度末頃まで：JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
平成35年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

飯舘村（平成30年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：平成35年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（平成30年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：平成34年春

3. 避難指示解除区域での生活再開のための環境整備

- 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組む。

医療

平成30年4月、富岡町に24時間救急体制で、地域の中核的な医療を担う「福島県ふたば医療センター附属病院」が開設



介護・福祉

- ・平成29年12月、南相馬市で介護老人保健施設「ヨッシーランド」が再開
- ・平成30年4月、南相馬市で特別養護老人ホーム「梅の香」が再開

※相双地域等における介護サービス提供体制の確保等（H30予算：5億円）



ヨッシーランド（南相馬市）

教育

- ・小中学校再開：10市町村再開済
（平成30年4月には、富岡町、葛尾村、飯舘村、浪江町、川俣町山木屋地区において、小中学校等が再開）
- ・高校新規開校：ふたば未来学園高校、小高産業技術高校が開校済

交通機関等

平成29年10月、常磐線が竜田駅から富岡駅まで再開。富岡駅では駅舎が新築され、駅併設の商業施設（「KINONE」）も営業を開始



買い物環境

- ・平成29年3月、富岡町で「さくらモール」が開設
- ・平成29年7月、葛尾村で「石井食堂」が再開
- ・平成29年8月、飯舘村で「までい館」が開設
- ・平成30年6月、楡葉町で「ここなら笑店街」が開設予定



さくらモール（富岡町）



なみえ創成小学校、中学校
開校式・入学式（浪江町）

4-1. 福島イノベーション・コースト構想の推進

- 「福島イノベーション・コースト構想」をより一層推進するため、先般の福島特措法の改正により、**構想を福島特措法に位置付け、関係省庁、自治体、事業者等との連携強化を規定。**
- 昨年7月に**関係閣僚会議**を、昨年11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された**分科会**を立ち上げ、推進体制を抜本強化。
- 福島県においても、**一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構**を立ち上げ、本年4月より取組を本格化。

<推進体制>

国

福島イノベーション・コースト構想 関係閣僚会議

メンバー：

- ・ 共同議長 = 復興大臣、経済産業大臣
- ・ メンバー = 総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

役割：

- ・ 関係省庁による具体的な連携体制の構築

国＋地元

福島イノベーション・コースト構想 推進分科会

（※福島特措法に位置付けられた分科会）

メンバー：

- ・ 共同議長 = 復興副大臣、
内閣府原子力災害
現地対策本部長、
経済産業副大臣、
福島県知事
- ・ メンバー = 外部有識者、15市町村
首長、関係省庁本省局
長級

役割：

- ・ 関係省庁、関係自治体等が構想の推進に関する基本的な方針を共有

地元

福島イノベーション・コースト 構想推進本部会議

メンバー：福島県知事（本部長）、
副知事、各部局長

役割：庁内における構想推進に関する連携体制の構築

（一財）福島イノベーション・ コースト構想推進機構

（平成29年7月設立）

- ・ 構想推進の中核的な機関となることを目指し、福島県が設立
- ・ 組織は、産業集積部、
教育・人材育成部、
交流促進部、など
- ・ 専従職員は、県派遣、民間出向
など28名（平成30年4月1日現在）

4－2．福島復興再生特別措置法に基づく「重点推進計画」の認定

- 昨年開催した「**福島イノベーション・コースト構想推進分科会**」において、各委員から、各分野の研究開発拠点の整備のみならず、産業集積、人材育成、雇用創出、農林分野の取組強化などの今後の検討課題について様々な指摘あり。
- これらの意見等を踏まえ、福島県は、構想を位置付けた**重点推進計画を策定**。4月25日に開催した**関係閣僚会議**において、内閣総理大臣が本計画を認定。

重点推進計画について

- 福島復興再生特別措置法に基づき、福島における**新産業創出等を重点的に推進**するため、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事が作成。

第1部 計画の基本的事項

目標

- ①浜通り地域等における自律的な経済復興の実現
- ②福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現
- ③世界に誇れる福島の復興・創生の実現

本計画の区域 福島県全域

本計画の期間 2020年度末まで

第2部 福島イノベーション・コースト構想

方向性

- ①拠点の整備及び研究開発の推進
- ②産業集積の促進及び教育・人材育成
- ③生活環境整備の促進
- ④来訪者の増大による交流人口の拡大
- ⑤多様な主体の連携の強化

福島国際研究産業都市区域 浜通り地域等15市町村

第3部 福島県全域における新たな産業の創出等の取組



安倍総理から内堀知事へ
認定書を手交

(参考)福島復興再生特別措置法「重点推進計画～世界に誇れる福島の復興・創生の実現～」概要

福島復興再生特別措置法に基づき、福島における新産業創出等を重点的に推進するため、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事が作成。

第1部 計画の基本的事項

目標 ①浜通り地域等における自律的な経済復興の実現
②福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現
③世界に誇れる福島の復興・創生の実現

本計画の区域 福島県全域

本計画の期間 ～ 2020年度末まで

第2部 福島イノベーション・コースト構想

福島国際研究産業都市区域 浜通り地域等15市町村 (いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、 広野町、楡葉町、
富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村)

本構想実現のための基本的な方向性と主な取組の内容

方向性(1) 拠点の整備及び研究開発の推進

- 福島ロボットテストフィールドの整備
- 情報発信拠点(アーカイブ拠点)の整備
- 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産、環境・リサイクル分野における技術開発・実用化の推進



方向性(2) 産業集積の促進及び教育・人材育成

- 企業立地補助金の活用等による企業立地促進
- ビジネスマッチングの促進
- 民間企業等の参入促進等による農林水産業の成長産業化
- 初等中等教育でのイノベーション人材の育成
- 大学等の教育研究活動の推進
- 地域の研究機関等と連携した産業人材の育成確保



方向性(3) 生活環境整備の促進

- ふくしま復興再生道路等のインフラ整備促進
- 広域バス路線確保等の生活環境の整備
- 復興拠点等と連携したコミュニティの形成



方向性(4) 来訪者の増大による交流人口の拡大

- 福島ロボットテストフィールド、アーカイブ拠点を起点とする交流の促進
- 地域資源を活用した新たな魅力の創造



方向性(5) 多様な主体の連携の強化

- (一財)福島イノベーション・コースト構想推進機構を中核とした関係者間の交流の促進
- 推進機構と福島相双復興官民合同チームとの連携の強化



一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

- ・本計画に関連する取組を一貫して推進するため、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構を計画実施主体として位置づけ
- ・本計画に基づく(1)から(5)の施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業集積の促進、大学教育研究活動の支援、交流人口拡大、総合的な情報発信等を、県と一体となって進めていく

法第81条第3項に基づく特例事業

- (1) 法第84条の適用事業(中小企業者の特許料等を軽減)
- (2) 法第85条の適用事業(ロボット新技術開発者が国有施設を低廉利用)

第3部 福島県全域における新たな産業の創出等の取組

新たな産業の創出及び産業の国際競争力強化に寄与する取組

- (1) 再生可能エネルギー(福島新エネ社会構想)
- (2) 医薬品及び医療機器
- (3) ロボット
- (4) 航空宇宙関連産業
- (5) ICT(情報通信)
- (6) その他

取組の迅速かつ確実な実施のための措置等

- (1) 技術革新の推進
- (2) 企業立地の促進
- (3) 知的財産を活用した技術・製品開発の推進
- (4) 高度産業人材育成のための施策
- (5) 起業の促進

(参考) 福島イノベーション・コースト構想 主な拠点、プロジェクト、関連 (研究) 機関等

2018年5月末現在



5 - 1. 風評払拭・リスクコミュニケーションの強化

- 福島については、科学的根拠に基づかない風評の払拭やいわれの無い偏見・差別が今なお残っている。
- これらを解消すべく、広く国民一般に対して、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定。
- この戦略の下、関係府省庁が連携して取組を進めるとともに、継続的にフォローアップする体制を整備し、点検を実施する。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(平成29年12月12日策定)

- 「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

取組の具体化

放射線副読本の改訂・普及、農林水産物の販路拡大・販売促進支援、教育旅行を含めた国内観光振興への支援 等

(参考)「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」のポイント

検討の背景

- 福島第一原発事故後 6 年9か月が経過した今なお、科学的根拠に基づかない風評被害や偏見・差別が残っている。

例) 福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離(米：福島県-全国 ▲765円/60kg、肉用牛（和牛）：福島県-全国 ▲242円/kg(H28))、教育旅行をはじめとした観光業の不振（教育旅行宿泊者数：震災前比61.3%(H28年度)）、学校における避難児童生徒へのいじめ 等

主な原因：放射線に関する正しい知識、福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島の復興の現状等の周知が不十分。

「総点検」を実施

- これまで行ってきた被災者とのリスクコミュニケーションに加え、広く国民一般に対して情報発信することにも重点を置く。より具体的な情報発信の方法等を検討し、政府全体の戦略の下に各府省庁が、連携して統一的に取組を実施。

強化内容

- I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、III「来てもらう」という視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示。関係各府省庁では、これを基に情報発信。

I 知ってもらう

(1) 伝えるべき対象

①児童生徒及び教育関係者、②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者、③広く国民一般

(2) 伝えるべき内容

①放射線の基本的事項及び健康影響 ⇒ 日常生活で放射線被ばくゼロにはできない、放射線はうつらない、放射線による遺伝性影響は出ない、放射線による健康影響は放射線の「有無」ではなく「量」が問題となる 等の 8 項目

②食品及び飲料水の安全性 ⇒ 世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、安全が確保されていること 等の 3 項目

③これらに加え、復興が進展している被災地の姿等を発信することを明示

(3) 発信の工夫

受信者目線で印象に残るような表現の工夫や、単なる資料配布に止まらないためのメディアミックスの活用、放射線量を視覚的、感覚的にスケール感がわかりやすい形での発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①児童生徒への放射線教育 ⇒ 本戦略に基づく放射線副読本の改訂、副読本使用に止まらない具体的に伝わる取組の実施

②妊産婦及び乳幼児の保護者への情報発信 ⇒ 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始

(5) 被災地の不安払拭に向けた取組

被災者及び被災地で活動する事業者等についても、双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かく実施

Ⅱ 食べてもらう

(1) 伝えるべき対象

①小売・流通事業者、②消費者、③在京大使館、外国要人及び外国プレス、④在留外国人及び海外から日本に来ている観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」、②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準、③生産段階での管理体制 等

(3) 発信の工夫

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 県産品の「魅力」や「美味しさ」のみならず、安全性も理解してもらえるような工夫を行い発信

②国内外に向けた情報発信 ⇒ 放射性物質の基準値の国際比較による福島県を相対化した情報発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」における取組やふくしま応援企業ネットワークとの連携を通じた販売場所の情報発信 等

②福島県農林水産物等の流通実態調査 ⇒ 調査結果等を踏まえた、小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 等

③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ ⇒ 外交ルートを通じた働きかけ、外国人プレスや観光客といった「草の根」からの働きかけ 等

Ⅲ 来てもらう

(1) 伝えるべき対象

①教師、PTA関係者、旅行業者、②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人、③県外からの観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県の旅行先としての「魅力」、②福島県における空間線量率や食品等の安全、③教育旅行への支援策 等

(3) 発信の工夫

①教育旅行関係者 ⇒ 「ホープツーリズム」※に関する発信、モニターツアー参加者の生の声の発信、パンフレットの活用 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

②海外の居住者 ⇒ 様々な機関からの情報発信、「Fukushima」の検索結果としてポジティブな画像が表示されるための工夫 等

③県外の居住者 ⇒ メディアミックスを活用した放射線に関する正しい知識等の情報発信、被災者の生の声の発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①県外からの旅行者の回復 ⇒ 福島県ならではの「ホープツーリズム」の推進、復興のシンボルとしての「Jヴィレッジ」や「コミュタン福島」の紹介

②海外からの旅行者の回復 ⇒ 東北を対象としたプロモーション、現地ツアー等を通じた外国人プレスや観光客といった「草の根」からの発信 等

今後の取組

(1) 政府全体の取組

- 戦略の具体化に向け、関係府省庁において、速やかに本戦略を踏まえたパンフレット等を作成するとともに、工夫を凝らした情報発信を実施。復興庁においては、いち早く戦略を踏まえたモデル的なコンテンツを作成。また、メディアミックスによる情報発信を実施。

(2) 今後のフォローアップ

- 「風評払拭・リスコミ強化戦略策定プロジェクトチーム」等を開催するなど、関係府省庁の取組を継続的にフォローアップする体制を整備し、本戦略に沿って実施されているか等について点検。

5-2. 戦略を踏まえた復興庁の主な取組状況

- 戦略を踏まえ、復興庁では以下の取組を主に実施。
- 今後もメディアミックスによる情報発信や、海外向けの風評払拭対策を実施。

これまでの主な取組状況

○「放射線のホント～知るといふ復興支援があります。」の作成

関係行政機関における情報発信等のモデルとなるコンテンツとして作成。復興庁ウェブサイト・SNSや、全国知事会等を通じた自治体等への周知・活用等を実施。

○内閣府政府広報室との連携

- ・テレビスポットCM
- ・政府インターネットテレビ
- ・小学生及び中高生向け新聞



○経済3団体への被災地産品の利用等の要請

- ・復興大臣より、経済3団体に被災地産品の利用（贈答品での一層の利用を含む）等を直接要請



○海外向けの対策

- ・第8回太平洋・島サミットの外務大臣主催レセプションにおいて、福島県産の日本酒で乾杯、被災3県の日本酒の提供、風評払拭のためのパネルやPR動画の放映。同サミット慰霊行事挨拶において、復興大臣より空間線量率の減少等について発言。

今後の主な取組

（1）メディアミックスによる情報発信

テレビ、インターネット、SNS等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施。放射線に関する正しい知識を十分に周知し、風評や偏見・差別の解消を図る。

（2）海外向けの風評払拭対策

- ・台湾、韓国、中国、香港のインフルエンサー等による発信
- ・海外テレビ・ケーブルテレビでの風評払拭に関する番組作成・発信
- ・国際会議等の機会に、食の安全や空間線量率の国際比較等の風評払拭のための情報を発信
- ・海外において、食の安全や空間線量率の国際比較等の風評払拭のための広報行事を実施